のうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。）

［五　略］

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

第二十五条の七の五　法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務（当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする。

［一　略］

二　携帯電話（様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国ＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものを使用するものに限る。）

［三　略］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

1　音声伝送交換機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務に係る費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価	
					音声伝送交換機能	ＳＭＳ伝送交換機能
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						

のうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）

［五　同上］

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

第二十五条の七の五　［同上］

［一　同上］

二　携帯電話（様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国ＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）

［三　同上］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

1　音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務に係る費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価		
					音声伝送交換機能	ＭＮＰ転送機能	ＳＭＳ伝送交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							